

日高市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について

1. 課税限度額

国民健康保険税についても、他の目的税と同様に、応能原則の適用に一定の制限を設ける必要から、課税の最高限度額を地方税法施行令で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規定することにより、被保険者負担の上限を抑える方法がとられている。

日高市の課税限度額		(単位：万円)
区 分	令和 2 年度	政令
医療給付費分	61	63
後期高齢者支援分	19	19
介護納付金分	16	17
合 計	96	99

近隣市の状況（医療給付費分）		(単位：万円)					
	政令	日高市	所沢市	飯能市	狭山市	入間市	坂戸市
平成29年度	54	52	54	52	52	54	54
平成30年度	58	54	54	54	52	54	54
令和元年度	61	58	58	58	52	58	58
令和 2 年度	63	61	61	61	55	61	61

近隣市の状況（介護納付金分）		(単位：万円)					
	政令	日高市	所沢市	飯能市	狭山市	入間市	坂戸市
平成29年度	16	16	16	16	16	16	16
平成30年度	16	16	16	16	16	16	16
令和元年度	16	16	16	16	16	16	16
令和 2 年度	17	16	16	16	16	16	16

2. 課税限度額改正による影響

◎医療給付費分

影響見込み額（増収額）

1,930,600 円

影響世帯数

102 世帯

影響世帯の所得額

8,419,000 円以上

（40歳以上夫婦に子1人）

◎介護納付金分

影響見込み額（増収額）

156,000 円

影響世帯数

16 世帯

影響世帯の所得額

11,100,000 円以上

（40歳以上夫婦に子1人）